

堺市監査委員公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 30 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 出資団体監査

公益財団法人堺市文化振興財団

2 公の施設の指定管理者監査

堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園、堺市立梅文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館、堺市立文化館

第3 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和3年11月1日～令和4年3月30日

第5 団体の概要

1 設立年月日

平成6年4月1日

2 設立目的

文化活動の振興及び地域文化の創造に資する事業を行い、市民文化生活の向上と地域の発展に寄与することを目的とする。

3 基本財産（令和3年3月31日現在）

3億円

（本市出捐額3億円、基本財産に対する割合100%）

4 所管部局

文化観光局 文化部 文化課

5 役員及び職員数（令和3年3月31日現在）

理事長 1人

理事 10人

監事 2人
職員 87人（常務理事が事務局長を兼務）
うち常勤職員 44人（堺市からの派遣 9人含む。）、
非常勤職員 20人、臨時職員 22人、人材派遣 1人

6 事業状況

令和2年度における公益財団法人堺市文化振興財団（以下「財団」という。）の主な事業は、次のとおりである。

(1) 文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施事業

第49回堺市新人演奏会、第42回市民寄席「桂米朝一門会」、堺市新進アーティスト美術展「さかいアートパワー」、ラ・ラ・ランド in コンサート等

(2) 文化芸術活動の振興に資する協働事業

第73回堺市展、さかいミーツアート、アートスタートプログラム等

(3) 文化芸術活動への支援及び文化芸術活動の拠点提供事業

指定管理者制度による施設の管理・運営事業（堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園、堺市立梅文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館、堺市立文化館）、文化芸術団体への支援等

(4) 文化的都市魅力の向上及びまちのにぎわい創出に資する文化芸術公演の実施事業

プロモーターとの共催公演 3事業 5公演

7 財政状態及び経営成績

財団の令和2年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、別紙参考資料のとおりである。

第6 堺市との関係

堺市（以下「市」という。）は、基本財産 3億円全額を出捐している。

財団に対する補助金として、令和2年度に公益財団法人堺市文化振興財団事業補助金を 1億 1,905万 3,254円交付している。

また、財団を平成28年10月から堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の指定管理者に（ただし、堺市翁橋公園は平成31年1月から指定管理者）、平成31年4月から堺市立文化館の指定管理者に、令和2年4月から堺市立梅文化会館、堺市立東文化会館及び堺市立美原文化会館の指定管理者に指定している。

なお、市からの派遣職員は9人（令和3年3月31日現在）である。

第7 指定管理者となっている公の施設の概要

1 所管部局

文化観光局 文化部 文化課

2 指定管理者

公益財団法人堺市文化振興財団

3 指定の期間及び指定管理に係る経費

施設名	指定の期間	令和2年度の委託料
堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園	平成28年10月1日から 令和6年3月31日まで ただし、堺市翁橋公園は 平成31年1月1日から 令和6年3月31日まで	481,855,148円
堺市立梅文化会館	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	102,497,084円
堺市立東文化会館	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	124,000,339円
堺市立美原文化会館	令和2年4月1日から 令和7年3月31日まで	96,092,552円
堺市立文化館	平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで	80,264,490円

4 施設名及びその主な内容

○名称 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園

所在地 堺区翁橋町

設置年月 【堺市民芸術文化ホール】平成31年2月

【堺市翁橋公園】平成30年12月

設置目的 【堺市民芸術文化ホール】

優れた舞台芸術を始め、多彩な芸術文化の鑑賞、創造、交流及び普及活動を促進することにより、市民文化の更なる向上を図るとともに、魅力及び活力のある地域社会の形成並びに都市魅力の創造及び発信に資することを目的とする。

【堺市翁橋公園】

都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

施設規模 【堺市民芸術文化ホール】

鉄筋コンクリート造 地上6階建、地下1階建
敷地面積：14,823 m²
建築面積：7,700 m²
延床面積：19,700 m²

【堺市翁橋公園】

3,080 m²
施設内容 大ホール、小ホール、大スタジオ、小スタジオ、多目的室、文化交流室、楽屋、交流創作ギャラリー、屋上庭園、レストラン、事務室、備蓄倉庫、駐車場

○名称 堺市立母文化会館
所在地 南区桃山台2丁
設置年月 昭和59年6月
設置目的 市民文化の創造及び振興に寄与することを目的とする。
施設規模 鉄筋コンクリート造 地上3階建
敷地面積：5,593.53 m²
延床面積：4,269.46 m²
施設内容 ホール、第1～4講座室、第1～2会議室、研修室、視聴覚室、音楽室、料理室、陶芸室、和室1～2、楽屋（洋室、和室）等

○名称 堺市立東文化会館
所在地 東区北野田
設置年月 【生涯学習施設】平成17年4月
【文化ホール】平成19年4月
設置目的 市民文化の創造及び振興に寄与することを目的とする。
施設規模 【生涯学習施設】
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上19階、地下1階
建のうち地上3階の一部
専有部分面積：1,110.51 m²
【文化ホール】
鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造） 地上8階、地下1階建
専有部分面積：8,191.05 m²
施設内容 【生涯学習施設】
工芸室1～2、料理室、和室、講座室1～2、研修室1～2等
【文化ホール】
メインホール、フラットホール、ギャラリー、リハーサル室、楽屋3-1～3-6・5-1～5-4、練習室1～5等

○名 称 堺市立美原文化会館
 所 在 地 美原区黒山
 設置年月 平成 21 年 11 月
 設置目的 市民文化の創造及び振興に寄与することを目的とする。
 施設規模 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 地上 6 階、地下 1 階建のうち地上 1～5 階の一部
 敷地面積：10,806.96 m²（区役所を含めた全体）
 延床面積：6,062.49 m²
 施設内容 ホール、楽屋 1～6、工芸室、乾燥作業室、和室、講座室 1～2、料理室、リハーサル室、音楽室 1～2、視聴覚室、研修室等

○名 称 堺市立文化館
 所 在 地 堺区田出井町
 設置年月 平成 12 年 4 月
 設置目的 市民に美術作品等の鑑賞の機会及び発表の場を提供し、もって市民の芸術文化の振興に寄与することを目的とする。
 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上 43 階、地下 2 階建のうち地上 2～4 階
 延床面積：2,460.47 m²
 施設内容 ミュシャ館、ギャラリー（つつじ 1～2・しょうぶ 1～2・もず 1～2・やなぎ 1～2）等

5 事業状況

<利用状況> 令和 2 年度

	市民芸術 文化ホール	榎 文化会館	東 文化会館	美原 文化会館	文化館
利用者数 (人)	107,200	76,090	88,676	66,464	18,207
区分稼働率 (%)	34.4	39.3	53.0	35.0	24.2

(指定管理者提出資料から抜粋)

<収支状況> 令和2年度

(単位：円)

	市民芸術 文化ホール	梅文化会館	東文化会館	美原文化会館	文化館	合計
収入	600,475,758	118,885,749	161,076,491	111,568,004	87,741,820	1,079,747,822
指定管理料	481,855,148	102,497,084	124,000,339	96,092,552	80,264,490	884,709,613
利用料金	46,101,605	10,095,115	23,846,300	13,548,320	6,843,989	100,435,329
入場料 参加費	26,670,620	2,488,400	4,092,900	866,900	0	34,118,820
その他	45,848,385 (※)	3,805,150	9,136,952	1,060,232	633,341	60,484,060
支出	585,154,042	111,027,699	163,417,521	109,070,365	85,615,281	1,054,284,908
人件費	146,457,601	27,125,107	42,034,989	26,425,107	25,990,423	268,033,227
管理費	438,696,441	83,902,592	121,382,532	82,645,258	59,624,858	786,251,681
収支差額	15,321,716	7,858,050	△2,341,030	2,497,639	2,126,539	25,462,914

※市民芸術文化ホールの収入のその他欄には、利用料金である駐車場収入
9,562,600円が含まれる。

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第8 出資団体監査の項目及び結果

財団において事務事業が設立目的(出資目的)に沿って執行されているか、決算諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 財団の契約規程第18条の2において、「別に定める予定価格以上の工事について必要と認める場合は、入札を行なった者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かについて調査をする場合の基準となる価格(調査基準価格)をあらかじめ定めることができる」と規定されている。

しかし、財団は、別に定めるべきものを規定していなかった。

2 経理について

会計経理は適切になされ、決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 貸借対照表の負債の部は、流動負債と固定負債に区分し、このうち1年以内に支払われる予定の負債は、流動負債として計上することとされている。

しかし、財団は1年以内に支払い予定のリース債務を、流動負債ではなく、固定負債として計上していた。

3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 財団の経理規程では、取得価格が、10万円未満で3万円以上のものについては、備品台帳を設けてその記録及び整理を行わなければならない旨が規定されている。

しかし、調査を行ったところ、備品台帳に記載されているワイヤレスマイクなど5点が、所在不明となっていた。

(2) 令和3年11月24日に実施した実地調査において、現金同等物の管理状況を確認したところ、切手やハガキについて、管理簿上の残数と現物の数量が一致しなかった。

また、図書カードは管理簿などで管理されていなかった。

4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第9 公の施設の指定管理者監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に

基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 建築基準法及び同法施行規則において、工事が完了し、検査済証の交付を受けた建築物については、交付を受けた日から起算して2年以内に建築設備の状況について点検を行うものとされている。

しかし、市民芸術文化ホールにおいて、市及び指定管理者は、当該検査済証の交付を受けてから2年以上経過しているにもかかわらず、当該点検を行っていないかった。

- (2) 基本協定書において、指定管理者は、業務の一部を第三者に委託した場合、法令等により資格を必要とする業務については、当該資格等を証する書面の写しを市に提出することとされている。

しかし、市民芸術文化ホールにおいて指定管理者は、エレベーター設備保守点検を第三者に委託していたが、資格等を証する書面の写しを市に提出していないかった。

- (3) 基本協定書において、指定管理者は、市が特に承認する場合を除き、業務の一部を委託した第三者から更に再委任し、又は再請負をさせてはならないとされている。

しかし、市民芸術文化ホールにおいて、指定管理者が、設備運転監視及び点検・保守業務のうち、一部業務について、更なる再委託の承認申請を行っていないにもかかわらず、当該委託先から更なる再委託が行われていた。

- (4) 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならず、貼付することが適当でない場合は、備品を識別できる措置を講じなければならないとされている。

しかし、備品の管理について、以下のものがあった。

ア 梅文化会館において、粘土練り機、スプレー、グラインダーについて備品票が貼付されておらず、また、備品番号の記載もなく、市の備品かどうか確認ができない状態であった。

イ 東文化会館において、フロアシートについて、備品票が破損しており、備品番号の記載もないため、市の備品かどうか確認ができない状態であった。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正にされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとしてされている。

しかし、指定管理者は指定管理業務の収支に次の自主事業の収支を含めて、市に対する収支報告を行っていた。

ア 文化館において、自主事業の収入であるミュージアムショップ及び自動販売機管理運営事業における令和元年度の臨時閉館に伴う目的外使用料の還付金を、指定管理業務の収入として計上していた。

イ 東文化会館、美原文化会館、文化館において自主事業として自動販売機を設置しているが、これらの設置に係る電気代を、指定管理業務の費用として計上していた。